

# クリエイト かわら版

第178号 令和7年2月



## クリエイト通信 社長 山下 哲也

「宅地建物取引士証」のはなし

前回「宅地建物取引士 免許更新」のはなしを書きました。効果測定も合格したので無事新しい「宅地建物取引士証」が私の手元にきました。宅地建物取引士本人以外の方で「宅地建物取引士証」の実物を見たことがある方は、多分何等かの不動産の取引に関わった事がある方だと思います。宅地建物取引業法第35条第4項では「宅地建物取引士は、重要事項の説明をするときは、相手方に対し、宅地建物取引士証を「提示」しなければならない。」とされてるからです。

さてこの「宅地建物取引士証」に何が記載されているかという「氏名・顔写真・生年月日・住所・資格登録番号・登録年月日・宅地建物取引士証の有効年月日・登録都道府県(の知事氏名)」です。この中の「住所」とは宅地建物取引士個人の住所(住民票記載の住所)となります。((°Д°))なので一応運用としては、「住所欄にシールを貼って見えないように提示しても差し支えない」となっています。また氏名について従来「戸籍上の氏名」とされてきましたが、(令和元年12月23日閣議決定)等を踏まえて「旧姓使用を希望する者に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される。この場合、旧姓が併記された宅地建物取引士証の交付を受けた日以降、書面の記名等の業務において旧姓を使用してよいこととする。ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避ける為、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。」という運用になりました。

働く人の利便性やプライバシー保護への配慮は、法律の条文だけでなく運用で解決出来るものだと感じるものでした。



## 2月・3月の上映作品



**アイヌプリ**(日本)  
2月7日(金)~2月13日(木)



**型破りな教室**(メキシコ)  
2月14日(金)~2月20日(木)



**敵**(日本)  
2月14日(金)~3月6日(木)



**キノ・ライカ 小さな町の映画館**  
(フランス、フィンランド)  
2月7日(金)~2月13日(木)



**満ち足りた家族**(韓国)  
2月14日(金)~2月27日(木)



**アプレントイス  
ドナルド・トランプの創り方**  
(アメリカ)  
2月28日(金)~3月13日(木)



**アーサーズ・ウイスキー**  
(イギリス)  
2月28日(金)~3月13日(木)



**どうすればよかったか?**  
(日本)  
2月14日(金)~2月20日(木)



**君の忘れ方**(日本)  
2月28日(金)~3月13日(木)



浜松市中央区田町 315-34 笠井屋ビル 3F  
TFL 053(489)5539  
URL <http://cinemae-ra.jp>

本チラシをお持ちの方、3名様までお一人1,400円に割引致します。有効期限:2025年3月末まで

## 開運アドバイザー 大庭 佳高 先生



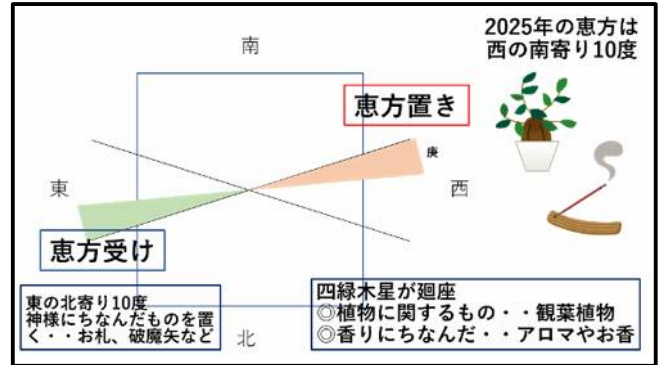
### 【 令和7年恵方置きと恵方受けのお話 】

令和7年、早くも2月になりましたが、九星気学や家相では旧暦を使うため、立春（今年は2月3日）から新しい一年となります。昨年も「恵方置き」、反対側に神様に関するものを置く「恵方受け」のことを書かせていただきましたが、今回は今年の説明になります。

今年の恵方は<sup>かのえ</sup>庚方位、西30度のうち南寄り10度。コンビニなどでは西南西と言っていますが、厳密にいうと間違いです。

家（部屋）の中心から見て西方位に四緑木星にちなんだものを置くのが今年の恵方置きです。四緑木星は香りや植物、風などの意味があるので、アロマやお香など良い香りのするものや、観葉植物などを置くといいでしょう。その他、飛行機の模型もいいですね。また、反対側の西方位には神社でいただいたお札や、破魔矢などを置くといいです。我が家がパワースポットになり、家族全員にいい影響があります。一年間明るく発展的に過ごすことができます。

（磐田結婚相談サービス代表 大庭佳高）



## 司法書士のはなし 小楠 展央司法書士

この原稿を書いている外では、西風が音を立てて吹いています。今しばらく寒さが続きそうで、心なしか身体が縮こまります。

さて、今回は、これまでの話題を止めて、遺言について書いてみたいと思います。なぜなら、現在、遺言関係の法制度の見直しの議論が法務省の法制審議会で進められており、春が訪れた頃には中間試案が公表されそうだからです。

議論の経過（※）を見ていくと、保存方法が紙だけでなく、データも許容するようにしようとか、文字情報だけでなく動画も許容するようにしようなど、バラエティに富んだ議論がなされているように感じられます。

その一方で、遺言者が自分の考えを表現したものかどうか、それをどうやって確保・担保するか、という

点については、腐心・苦心している様子がうかがえます。

そうした内容はさておき、今の議論の状況では、テーマごとに甲案・乙案といった複数の考え方が示されていますので、おそらく中間試案の公表とともに、「みなさんはどう思われますか？ご意見お寄せください。」的なパブリックコメントに付されるのではないかと、そう思っています。もしもそうなったら、みなさんも中間試案を読んで、どの案がいいか、あるいはそれらのどれでもない独自案を意見提出してみてもいいかもしれません。

※ 議論の経過については、法務省のウェブサイトにある法制審議会のページで公開されています。

### 無料個別相談会のお知らせ

専門家がお答えします！

税理士・司法書士・耐震診断補強相談士・社会保険労務士・相続アドバイザー・宅地建物取引士・ファイナンシャルプランナー

毎月第3土曜日

午前9時～午前12時

相談予定日 2月15日・3月15日

☆お電話にてご予約下さい

TEL 447-7941



不動産・相続アドバイザー

クリエイト・ジャパン浜松西株式会社

〒432-8061 浜松市中央区入野町16102-10

TEL 053-447-7941・FAX053-447-7948

Eメール: [curieito@ka.tnc.ne.jp](mailto:curieito@ka.tnc.ne.jp)

HP: <https://www.curieito.co.jp>